

- ✓ 学部等単位の教育の質を評価するにあたっては、質保証の視点と質向上の視点から評価してはどうか。

質保証：法令等（※）に基づき高等教育機関として当然に求められる水準（※）を備えていること

（※）学校教育法、同法施行規則、大学設置基準等

質向上：（質保証を前提として）学生一人一人の能力を最大限高めるために、教育水準を向上させていること

- ✓ 学部等単位の段階別評価は

「高等教育機関としてふさわしい水準に達していない学部等」

「高等教育機関としてふさわしい水準に達している学部等」

「傑出した取組等を通じて教育成果を上げている学部等」

という3段階を基本としてはどうか。

高等教育機関として
ふさわしい水準に達して
いない学部等

高等教育機関としてふさわしい水準に達している学部等

傑出した取組等を通じて
教育成果を上げている学部等

- ✓ **質保証**の水準に達しているかで判定。

- ✓ 具体的には、学部等単位の評価項目で**1つでも満たさない項目がある場合は「高等教育機関としてふさわしい水準に達していない学部等」として判断する。**

- 高等教育機関として求められる水準に達していない
おそれがあることから、**文部科学省においてその後の対応を実施**することを検討
- 当該評価を受けた場合はペナルティ等を検討

- ✓ **質向上**のための取組が傑出しており、かつ教育成果（アウトカム）を上げているかで判定。

- ✓ 具体的には、**エビデンスを伴う質向上のための傑出した取組と取組等を通じた教育成果（アウトカム）の程度を総合的に勘案して判断する。**

- 当該評価を受けた学部等に対しては**インセンティブ**を検討

（高い評価のイメージ）

エビデンスを伴う
取組状況

高い
評価

教育成果
(アウトカム)
の程度

※ 例えば、取組が優れているものの傑出した成果までは出ていない学部等を評価するなど、更に段階を増やす必要があるかは要検討